

令和3年度日本学生支援機構大学院奨学生

(第二種)の二次採用について

このことについて、下記のとおりお知らせします。申請希望者は、下記要領で期限内に申込手続きを行ってください。

記

1. 募集案内の配付・申請希望の申し出等

◆申請希望者には**募集案内(※)**等必要書類を配付します。ついては、教育学部・教育学研究科教務係窓口にて受領ください。来学できない方には郵送しますので、メールでお申し出ください。メール件名:【日本学生支援機構第二種奨学金(大学院)募集案内郵送希望 「学籍番号」「氏名】、メール本文に宛先住所、宛名を記入ください。

※募集案内は、以下の日本学生支援機構ホームページからダウンロードも可能です。

日本学生支援機構ホーム<奨学金<申込みに関する手続き<進学後に申し込む(在学採用)<在学採用の申込みのてびき(奨学金案内)<大学院に在学中の方
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/in.html>

※募集案内の郵送は不要であっても(窓口受取含む)、申請を希望する方は、教務係あてメールでお知らせください。メール件名:【日本学生支援機構第二種奨学金(大学院)申請希望 「学籍番号」「氏名】

2. 申込手続き

I. 必要書類の提出先、提出期限

提出先:教育学部・教育学研究科教務係

提出期限:令和3年10月18日(月)

→初回交付は令和3年12月10日(金)

II. 必要書類

①確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書**提出用**[所定用紙]

②成績証明書(本学部・研究科出身者は不要)

前期課程学生は学部在学時のもの。

後期課程学生は前期課程在学時のもの。

③「収入計算書」[所定用紙]

本人及び配偶者の家計状況(見込)について記入すること。

収入の欄は、スカラネットに入力する際の「I-あなたの所得情報」の収入金額(年額・税込)前年・本年見込の欄と一致させること。採用未決定の奨学金等については、収入に含まないこと。また、収入額合計≧支出額合計になるように記入すること。

④収入証明書類(詳細は、貸与奨学金案内 P26-27 参照)

既婚の方は配偶者(配偶者については定職収入がある場合のみ)の証明書類も必要です。

※令和2年1年間(1~12月)の証明書類を提出してください。ただし、就職・転職・退職などで収入に変動がある場合は令和3年給与明細・年収見込証明書等が

必要です。

※収入がない方も、市区町村が発行する所得証明書または課税証明書を提出してください。

○定職収入がある場合：

給与所得者⇒源泉徴収票（写し）

給与所得者以外⇒確定申告書（控）の写し（税務署受付印のあるもの）

または市区町村発行の所得証明書

○アルバイト収入がある場合：アルバイト先の収入証明書

○奨学金を借りている場合：奨学生採用決定通知または受給額がわかる書類の写し

⑤スカラネット入力下書き用紙（大学院）〔所定用紙〕

全て漏れなく記入してあるものの原本提出。

※提出された書類は返却しませんので、各自、写しをとって保管しておくこと。

3. スカラネットによる手続き（インターネットによる申込み）

「スカラネット入力下書き用紙」（教務係に提出したものの写し）に従い、ホームページから入力すること。**【入力期限：10月24日（日）】**

ホームページアドレス（URL）：<http://www.sas.jasso.go.jp/>

※教務係で申請内容及び『スカラネット入力下書き用紙』を確認してからメールにてユーザID・パスワードをお知らせいたします。メールが届き次第、スカラネット申込みを行って下さい。入力後は受付番号が出るので必ず控えておいてください。

※入力時の注意（以下を参照して入力すること。）

D-あなたの在学情報

(7)昼夜課程：昼

(10)修業年限

前期課程：2年0カ月 後期課程：3年0カ月

G-保証制度、H-あなたの返還誓約書情報

機関保証制度とは、連帯保証人や保証人による人的保証に代えて、一定の保証料を保証機関に支払うことにより、奨学金の貸与を受けることができる制度。なお、連帯保証人を選択した場合には、奨学金採用時（令和3年12月頃）に、連帯保証人及び保証人を立てる必要があります、印鑑証明書や所得証明書が必要になるので、なるべく保証制度を利用することをおすすめします。

I-あなたの所得情報

生活費や授業料等の支払に対し、合理的な金額であるよう、アルバイトの予定や父母からの給付・預金等の取崩し等を記入すること。

(1)定職・アルバイト「父母等からの給付額」

自宅通学者

食費・住居費など金銭・物品を問わず、本人の日常生活において、一般的に家計から支出されるものを金額に算定し、更に、授業料・通学費・小遣い等、本人に支給または本人に代わって家計から支出した金額も算定して

合計した金額を記入すること。

自宅外通学者

金銭・物品を問わず本人が父母等により給付を受けた金額、及び父母等が本人に代わって負担した金額の合計額を記入すること。

4. その他

申込みの採択結果は、第1回目奨学金の振込有無をもって代えさせていただきます。

5. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生に対する緊急対応について

(第二種奨学金)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職内定取り消しを受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず修業年限を超えて令和3年度も在学することとなった者や、これを機に、休学しボランティアに参加する等の活動を行う者（現在貸与中の場合も含む）も対象となります。これに該当し申請を希望する場合は、事前にその旨お申し出ください。

申込の流れ

- ①募集案内の確認（窓口/郵送で受領／機構HPからダウンロード）
- ②申請希望について教務係へメール連絡
- ③必要書類の準備
- ④必要書類の提出
- ⑤教務係から、スカラネットのID・PWのメール受領
- ⑥スカラネットで申込手続きを完了させる

教育学部・教育学研究科 教務係
〒980-8576 仙台市青葉区川内 27-1
TEL:022-795-6105 FAX:022-795-6110
E-mail:sed-kyomu@grp.tohoku.ac.jp

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する 緊急対応について

【1】卒業予定期を超えて在学している者に係る第二種奨学生の推薦について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在学学校長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を認められた者については、第二種奨学生として推薦することができます。

1. 推薦対象

■推薦区分及び対象学種

第二種奨学生

- 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
- 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程の学生

■対象学年

最高学年

■対象者の要件

以下の①～④の要件を全て満たすことを大学等において確認した者が対象です。

- ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしている者
各基準及び審査方法等は、在学定期採用に準じます。
- ② 推薦時において、第二種奨学金を受けていない者
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらなぬ等で、やむを得ず卒業予定期を超えて在学することとなった者
 - 新型コロナウイルス感染症の影響以外の事由により、卒業予定期を超えて在学する者は、推薦の対象となりません。
 - 新たな卒業予定期が 2022 年 3 月以前の者の推薦を受け付けます。
※ 2021 年 9 月卒業予定が、新たな卒業予定期として 2022 年 9 月以前となった者の推薦も可能です。
- ④ 卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

2. 貸与期間

(1) 貸与始期

2021 年 10 月～2022 年 3 月より希望月を選択することができます。

(2) 貸与終期

原則として卒業予定期

※ 貸与期間は、最大 1 年間です。

※ 貸与中に奨学金が不要となった場合は、辞退の手続きが可能です。

3. 貸与金額

第二種奨学金の貸与金額については、「奨学事務の手引」、「貸与奨学金案内」又は本機構ホームページ等をご確認ください。

なお、入学時特別増額貸与奨学金は対象となりません。

4. その他

・貸与奨学金の返還について

本機構の貸与奨学金は、返還の義務があります。そのため、返還時の負担を考慮した適切な貸与月額を選択する等、返還義務と返還時の負担の程度を十分自覚したうえで奨学金の申請手続きを行ってください。

【2】休学者に係る第二種奨学生の推薦について

現在、第二種奨学金の貸与を受けていない者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、今年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者について、第二種奨学生として推薦することができます。

1. 推薦対象

■推薦区分及び対象学種

第二種奨学生

- 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
- 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程の学生

■対象学年

全学年

■対象者の要件

以下の①～④の要件を全て満たすことを大学等において確認した者が対象です。

- ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしている者
 - 第一種奨学金の貸与を受けている者は、併用貸与の基準を満たしている必要があります。
 - 各基準及び審査方法等は、在学定期採用に準じます。
- ② 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていない者
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、2021年度中に休学しボランティアに参加する等学びの複線化）の活動を行っている又は活動を行う予定のある者
 - 推薦時に当該活動を行っていない場合は、通常の二次採用に申込みしてください。なお、今年度中に休学し当該活動を開始する場合は「休学時奨学金継続願」の手続きを可能とすることを予定しております。
 - 申請時において既に活動が終了している者は対象外です。
- ④ 当該休学期間の活動が、「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」など有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

2. 貸与期間

(1) 貸与始期

当該休学期間における活動開始年月（2021年10月～2022年3月）

※ 活動開始年月が2021年9月以前であっても貸与始期は2021年10月以降となります。

(2) 貸与終期

原則として卒業予定期

- ※ 当該休学期間における貸与期間は、最大 1 年間です。
- ※ 当該休学期間後に卒業予定期が延長となる場合は、当該事由による第二種奨学金貸与期間延長手続きを行うことにより、最大で 1 年間貸与期間を延長することができます。
- ※ 当該休学による貸与期間は、修業年限に入ります。
- ※ 貸与中に奨学金が不要となった場合は、辞退の手続きが可能です。

3. 貸与金額

第二種奨学金の貸与金額については、「奨学事務の手引」、「貸与奨学金案内」又は本機構ホームページ等をご確認ください。

なお、入学時特別増額貸与奨学金は対象となりません。

4. その他

■貸与奨学金の返還について

本機構の貸与奨学金は、返還の義務があります。そのため、返還時の負担を考慮した適切な貸与月額を選択する等、学生等が返還義務と返還時の負担の程度を十分自覚したうえで奨学金の申請手続きを行うよう、ご指導願います。